

始良市再生可能エネルギー発電設備の 設置に関するガイドライン

令和5年3月

始 良 市

目次

第1	目的	1
第2	定義	1
第3	対象となる発電設備	1
第4	対象となる区域	2
第5	関係法令等の事前確認	2
第6	発電設備の設置における配慮事項	2
第7	事前協議書の届出	3
第8	事業計画の届出	3
第9	事業の周知等	3
第10	工事着手の届出	5
第11	事業計画の変更届出	5
第12	事業の取りやめの届出	5
第13	設置完了の届出	5
第14	事業者変更の届出	5
第15	発電設備の廃止の届出	5
第16	発電設備の適切な管理	5
第17	市の施策への協力	6
第18	ガイドラインの見直し	6
第19	適用	6

別表

別表第1	再生可能エネルギー発電設備の設置に関する主な関係法令・相談窓口一覧	7
別表第2	設置をするのに適当でない区域	15
別表第3	各種届出に添付する資料	17
別表第4	関係法令チェックシート	18

様式

第1号	再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事前協議書	21
第2号	再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事業計画書	22
第3号	再生可能エネルギー発電設備の設置に係る同意書	23
第4号	周知実施報告書	25
第5号	再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備の標識	26
第6号	再生可能エネルギー発電設備の工事着手届出書	27
第7号	再生可能エネルギー発電設備の事業計画変更届出書	28
第8号	再生可能エネルギー発電設備の設置取りやめ届出書	29
第9号	再生可能エネルギー発電設備の設置完了届出書	30
第10号	再生可能エネルギー発電設備の事業者変更届出書	31
第11号	再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書	32

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

(目的)

第1 このガイドラインは、始良市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、生活環境の保全、良好な景観の保全を図るための配慮事項等を示し、再生可能エネルギー発電事業と地域との良好な関係が構築されるよう適切な管理を促すとともに、資源エネルギー庁が定めた「事業計画策定ガイドライン」を遵守し、かつ、設置に関する法令等の事前確認の実施及び届出等が図られることにより、適正な設置等が行われることを目的としている。

(定義)

第2 このガイドライン中で使用する用語の意義は次に掲げるものとする。

(1) 事業者

再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は事業の承継若しくは分譲により、発電事業を行う者をいう。

(2) 発電設備

再生可能エネルギーを電気に変換するための設備(太陽光パネル等をいう。)及びその附属設備(建物、工作物、調整池、変圧器、蓄電設備、送電線等をいう。)をいう。

(3) 発電事業

発電設備における発電及び売電事業をいう。

(4) 発電出力

発電設備において、単位時間あたりに発電できる最大の出力をいう。

なお、太陽光発電設備においては、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の値をいう。

(5) 近隣関係者等

設置区域に隣接して居住する者(事業を営む者も含む。)及び自治会等の地域団体、発電設備の設置及び発電事業により特別に影響を受けるおそれがある場所に居住する者(事業を営む者も含む。)又は設置区域に隣接する土地(空き家、農地、山林等を含む。)の所有者及び耕作者等をいう。

(対象となる発電設備)

第3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第4項に規定する「再生可能エネルギー源」のうち太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを活用した発電設備における新設、増設、大規模な改修等を対象とする。

(1) 太陽光発電設備のうち、発電出力が50キロワット以上のもの(建築物の屋根上に設置するものを除く。)

なお、実質的に同一と認められる事業者が同時もしくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の出力を合計した出力が50キロワット以上となる場合を含む。)

(2) 風力、水力、地熱及びバイオマス発電設備のうち、発電出力が50キロワット以上のもの

(対象となる地域)

第4 このガイドラインの対象地域は市内全域とする。事業者は、別表第1を参照の上、計画地を選定する場合等は、事前に国、県又は市の担当部局と協議を行うこと。

なお、事業者は、別表第2で示した区域については、別表第1に掲げる法規制に該当するか否かにかかわらず、事業計画が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(関係法令等の事前確認)

第5 事業者は、発電設備の設置については、法令等の制限を受ける場合及び許可等が必要となる場合があるため、関連する法令等を所管する担当の窓口で事前に確認し、当該法令の内容に従って事業を進めるものとする。

なお、通常関係するものと思われる関係法令及び窓口一覧については別表第1を参考とする。

(発電設備の設置における配慮事項)

第6 事業者は、災害の防止、生活環境の保全及び良好な景観の保全の観点から、次のような配慮をするものとする。

(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

ア 次に掲げる場所については、特に災害防止の観点から設置を避けること。

(ア) 砂防指定地(砂防法)

(イ) 地すべり防止区域(地すべり等防止法)

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

(エ) 土砂災害(特別)警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

(オ) 保安林(森林法)

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか災害発生の危険性が高く、開発行為を制限する必要がある土地

イ 土地の形質の変更は最小限に留めること。

ウ 敷地排水処理については、周辺に被害を与えないように対策をとること。

エ 土砂の流出を防止する対策をとること。

オ 立木を伐採する場合は、自然保護に配慮し、必要最小限に留めること。

カ 造成中及び造成後は、裸地の出現を最小限にするよう適切に保護すること。

キ 暴風雨災害に関するリスクへの対策をとること。

(2) 生活環境の保全

ア 住宅地に近隣する場所に発電設備を設置する場合は、電波障害、圧迫感、騒音、悪臭、熱、反射等の発生を防止するため必要な対策を実施すること、及び発電設備を敷地境界から後退させ、植栽等を設けて遮蔽するなどの対策を講ずること。

イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しを妨げることのないよう敷地境界から後退させるなどして視距確保及びパネルからの反射対策を講ずること。

(3) 良好な景観の保全

ア 主要な眺望景観を阻害することがないように、発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること。

イ 河川、海岸、湖沼等及びその周辺の水辺空間の景観を阻害することのないよう、発電設備の設置位置や色彩等に配慮すること。

ウ 色彩については、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に太陽光パネルは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。

(4) その他

ア 近隣の農林水産業等に影響が生じないようにすること(工事車両等による農地及び農業用施設の損壊、家畜への騒音、振動、光反射等)。

イ 文化財、観光施設、国立公園の地域に含まれている白銀坂及びその周辺に広がるJTの森等並びに県立自然公園に指定されている住吉池等本市を代表する自然や施設等に影響が生じないようにすること。

ウ 火災等の事故が発生した場合を想定し、対策をとること。

(事前協議書の届出)

第7 事業者は、次のいずれかの事項に該当するときは、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事前協議書(様式第1号)に別表第3に掲げる資料のうち、計画概要の分かる資料を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画区域がおおよそ決定したとき。

(2) 地元への説明会を開催する前

(3) 経済産業省に事業認可申請をする前

(事業計画の届出)

第8 事業者は、工事に着手する日の90日前までに、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る計画書(様式第2号)及び同意書(様式第3号)に別表第3に掲げる資料、別表第4のチェックシートを添えて市長に提出するものとする。

(事業の周知等)

第9 事業者は、事業計画の周知及び説明においては、事業者が周知する範囲を市及び自治会長等に事前相談するとともに、率先して近隣関係者等への説明会の開催、近隣関係者等の意見を聴くなどの対応をとること。

なお、周知に当たっては、次の方法等により、近隣関係者等との合意形成に努めること。

(1) 説明会の開催

事業者は、計画概要が明らかになった時点において、市と事前協議を行った後に、発電設備設置の施行内容等について、速やかに近隣関係者等に対する説明会を開催するとともに、理解を得られるよう努めること。

(2) 戸別での周知

事業者は、説明会の開催によらない場合は、近隣関係者等に戸別での周知を行うこと。特に登記名簿人が死亡している場合は、相続人代表者及び管理人等へ周知を行うこと。

なお、県外の所有者には、資料を郵送し、電話での確認等を行うこととし、所有者等が不明な場合も近隣関係者に聞き取りを行い、それでも不明な場合等は自治会等へ相談するなど周知に努めること。

(3) 周知内容

ア 計画内容(敷地内の施工方法、パネル設置(方向、反射範囲)等、防護柵設置、標識板設置、排水計画、騒音対策、パワーコンディショナーの位置等)

イ 施工時の防災計画(土砂流出防止対策、搬入路計画、粉じん対策、工事原因により路面損傷等を引き起こした場合の対応等)

ウ 維持管理計画(点検回数、除草回数、除草剤使用等、排水施設の土砂除去対応等)

エ 災害時の対応(異常気象時の前後の対応、地元からの要請等に対する対応等)

(4) 周知実施報告書の提出

事業者は、説明会等を開催したときは、周知実施報告書(様式第4号)及び周知が図られたことが分かる次の書類(別に定める参考様式)を添付して市長に提出すること。

ア 周知報告者名簿一覧表

イ 自治会長等への周知報告書(代表者の押印あり)

ウ 説明会議事録(説明会を開催した場合)

エ 維持管理等計画書

オ 連絡体制図

(5) 標識の掲示

事業者は、資源エネルギー庁が定めた「事業計画策定ガイドライン」に基づき、発電設備の概要や連絡先を記載した標識(様式第5号)を掲示すること。

(6) 市及び近隣関係者等への対応

事業者は、発電設備の設置及び発電事業に関して、市及び近隣関係者等から環境や景観等に関する申出等があったときは、真摯に対応するとともに、必要に応じ協定書を締結するなどの措置に努めること。また、発電設備の設置や発電事業に関する苦情が寄せられたときは、誠意をもって速やかに対応すること。

(工事着手の届出)

第10 事業者は、工事に着手する7日前までに、工事着手届出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(事業計画の変更届出)

第11 事業者は、第8により提出した計画書(様式第2号)の内容を変更するときは、再生可能エネルギー発電設備の事業計画変更届出書(様式第7号)に別表第3に掲げる資料(変更があった部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。

(事業の取りやめの届出)

第12 事業者は、第8により提出した計画書(様式第2号)の事業を取りやめようとするときは、再生可能エネルギー発電設備の設置取りやめ届出書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(設置完了の届出)

第13 事業者は、設備の設置が完了したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の設置完了届出書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(事業者変更の届出)

第14 事業者は、第8により提出した計画書(様式第2号)の事業者が変更(社名変更も含む。)となる場合(事業の承継、事業用地の分譲も含む。)は、速やかに再生可能エネルギー発電設備の事業者の変更届出書(様式第10号)を市長に提出するものとする。譲渡契約日以降については、新事業者が事業者変更届出を行うものとする。

(発電設備の廃止の届出)

第15 事業者は、第8により提出した計画書(様式第2号)の発電設備を廃止したときは、速やかに再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

(発電設備の適切な管理)

第16 事業者は、発電設備設置後の管理等について、責任をもって対応し、次に掲げるとおり適切な措置を行うものとする。

(1) 敷地内への立入防止

事業者は、資源エネルギー庁が定めた「事業計画策定ガイドライン」に基づき、発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、塀柵等を設置するなど安全対策を講ずること。

(2) 発電設備敷地内の除草及び清掃

ア 事業者は、発電設備の敷地内では、農薬を使用しない方法による除草や清掃を定期的に行うこと。また、農薬等の散布により周辺住民や近隣の農作物への影響が想定される場合は、事前に近隣関係者に対して、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者の連絡先を周知し、承諾を得てから実施すること。

イ 農薬散布区域の近隣に住宅、学校及び通学路がある場合は、万が一にも農薬の飛散により住民等が農薬を浴びることのないように散布の時間帯

に最大限配慮すること。

ウ 農地周辺で農薬散布を行う場合は、作物の収穫等に影響がないように、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の良い日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制する飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

エ 立て看板等の表示により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないように周知すること。

(3) 発電設備が破損した場合の対応

事業者は、自然災害その他の事由により発電設備が破損した場合、被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去を行い、市に状況を報告すること。

(4) 発電事業終了後の対応

事業者は、発電事業終了後の発電設備をそのまま放置せず、速やかに撤去し、原状復帰に努めるなど適切な措置を講ずること。また、発電設備の撤去に当たっては、関係法令に基づいた適切な処理を行うこと。

(5) 事故等が発生した場合の対応

事業者は、自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合は、誠意を持って速やかに対応し、近隣関係者等に二次被害が起こらないようにすること。

(市の施策への協力)

第17 事業者は、可能な限り、次に掲げる事項など市の施策に協力するものとする。

(1) 環境学習関連の見学

(2) 設置した発電設備の発電量等の数値の提供

(3) その他の市の施策への協力

(ガイドラインの見直し)

第18 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により見直すことがある。

(適用)

第19 本ガイドラインは、令和5年3月1日から適用する。

別表第1

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する主な関係法令・窓口一覧

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
国土利用計画法	一定面積以上の土地の売買契約等を締結した場合は、締結日から2週間以内に市を經由して県への届出が必要(都市計画区域内:5,000平方メートル以上、都市計画区域外:10,000平方メートル以上)	始良市 企画部 企画政策課
大規模取引等事前指導要綱	次に掲げる大規模な取引や土地利用の上で、特に規制のある土地の取引については、契約締結の前に、大規模取引等事前指導要綱の定めるところにより、土地取引や、土地利用の上で必要となる手続について、事前指導を受けることが可能 ・面積が一団5ヘクタール以上の土地 ・1ヘクタール以上の農用地区域又は2ヘクタール以上の農地等を含む土地 ・保安林又は保安施設地区を含む土地 ・自然環境保全法・自然公園法等に規定する特別地区等を含む土地	鹿児島県 総合政策部 地域政策課
鹿児島県土地利用対策要綱	・1団1ヘクタール以上の面積の土地に係る開発について県との協議が必要 ・都市計画法第29条、森林法第10条、採石法第33条、砂利採取法第16条に係る開発については、1団10ヘクタール以上について県との協議が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 総務企画課
鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン	出力1,000キロワット以上の風力発電施設を建設する際の景観形成に関するガイドラインに基づき、県との協議が必要	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課
環境影響評価法	法に定める規模の事業を実施する場合は、事前に環境影響評価その他の手続が必要(太陽光発電事業は出力40,000キロワット以上が対象となる。)	経済産業省 九州産業保安監督部 電力安全課
環境影響評価法	環境影響評価法施行令に定める規模の事業を実施する場合は、事前に環境影響評価その他の手続が必要(太陽光発電事業は出力40,000キロワット以上(第1種事業)、30,000キロワット以上40,000キロワット未満(第2種事業)が対象となる。)	経済産業省 九州産業保安監督部 電力安全課 鹿児島県 環境林務部 環境林務課

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
鹿児島県環境影響評価条例	鹿児島県環境影響評価条例施行規則に定める規模の事業を実施する場合は、事前に環境影響評価その他の手続きが必要(太陽光発電事業は一般地域で40ヘクタール以上が対象となる。)	鹿児島県 環境林務部 環境林務課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	バイオマス発電の燃料として産業廃棄物を用いるために収集・運搬等を行う場合は、事前に県の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 衛生・環境課
鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱	産業廃棄物処理施設等の設置及び県外産業廃棄物を搬入する際は、事前に県との協議が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 衛生・環境課
自然環境保全法	自然公園区域内での開発については、事前に届出が必要	環境省 九州地方環境事務所 国立公園課
鹿児島県自然環境保全条例		鹿児島県 環境林務部 自然保護課
自然公園法	自然公園内で開発行為等を行う場合は、事前に県への許可や届出が必要	環境省 九州地方環境事務所 国立公園課
県立自然公園条例	県立自然公園内で開発行為等を行う場合は、事前に県への許可や届出が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の特別保護区域内で開発行為を行う場合は、事前に県への許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 農政普及課
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	絶滅のおそれのある野生動植物の生息等保護区域で開発行為を行う場合は、国の許可や届出が必要	環境省 九州地方環境事務所 野生生物課
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	特定希少野生動植物の保護区域で開発行為を行う場合は、県の許可や届出が必要	鹿児島県 環境林務部 自然保護課
水質汚濁防止法	排水の水質の規制が必要な特定施設等を設置する場合は、事前に県等への届出が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 衛生・環境課
土壌汚染対策法	土地の形質変更(掘削・盛土)の合計面積が次のいずれか以上 ①3,000平方メートル ②有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地等にあつては、900平方メートルの場合、着手する日の30日前までに届出が必要	鹿児島県 環境林務部 環境保全課

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙の発生を伴う設備を設置する場合は、事前に県への届出が必要 ・一般粉じんの発生を伴う設備を設置する場合は、事前に県への届出が必要 ・特定粉じん排出等作業を実施する場合は、事前に県への届出が必要 	鹿児島県 環境林務部 環境保全課
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、公害防止組織法施行令で定める一定規模以上の排出量等(排出ガス、排出水等)を有する特定施設を設定している特定工場については、公害防止管理者等を選任し、県への届出が必要	鹿児島県 環境林務部 環境保全課
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の規制が行われる指定地域で特定施設を設置しようとする場合は、事前に市への届出が必要 ・騒音の規制が行われる指定地域で特定建設作業を行う場合は、事前に市への届出が必要 	始良市 市民生活部 生活環境課
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・振動の規制が行われる指定地域で特定施設を設置しようとする場合は、事前に市への届出が必要 ・振動の規制が行われる指定地域で特定建設作業を行う場合は、事前に市への届出が必要 	始良市 市民生活部 生活環境課
鹿児島県公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙、粉じんに係る特定施設の設置しようとする場合は、事前に県への届出が必要 ・騒音に係る特定施設の設置、特定建設作業を実施しようとする場合は、事前に県への届出が必要 ・悪臭に係る特定施設を設置しようとする場合は、事前に県への届出が必要 	鹿児島県 環境林務部 環境保全課
	汚水に係る特定施設を設置しようとする場合は、事前に県への届出が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 衛生・環境課
鹿児島県公害防止条例	<p>以下の工場を新增設する際は、事前協議が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びその化合物若しくは鉛及びその化合物を含むばい煙を排出する施設を設置しようとする工場等 ・カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物又は水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物を含む汚水又は廃液を排出する施設を設置しようとする工場等 ・総排出ガス量20万/h以上(0℃、1気圧)又は総排出水量1万/日の施設を設置しようとする工場等 	鹿児島県 環境林務部 環境保全課

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
温泉法	地熱発電を行うために温泉を掘削する場合及び源泉の増掘や動力装置を設置する場合は、事前に県の許可が必要	鹿児島県 くらし保健福祉部 生活衛生課
工場立地法	一定規模以上の特定工場(製造業、電気・ガス・熱供給業(水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所は除く。))の設置に関し、工事着手90日前までに市へ届出が必要 ※敷地面積9,000平方メートル以上、又は建築面積3,000平方メートル以上の場合	始良市 企画部 商工観光課
農業振興地域の整備に関する法律	農用区域内に発電施設を設置する場合は、農業振興地域整備計画を変更する手続きが必要	始良市 農林水産部 農政課
農地法	農地を転用して発電施設を設置する場合は、県の許可が必要	始良市 農業委員会事務局
鹿児島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例	・管理受託者が、受託土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させる場合は、承認が必要 ・管理受託者が、受託土地改良財産の原形に変更を及ぼす改築、追加工事等を行う場合は、承認が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 農村整備課
森林法	地域森林計画の対象民有林(保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。)10,000平方メートルを超えて開発行為を行う場合は、県の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 林務水産課
	地域森林計画の対象民有林(保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。)の伐採において開発区域に係る森林面積が10,000平方メートル以下の場合は、伐採届出が必要	始良市 農林水産部 林務水産課
漁港漁場整備法	漁港の区域内において発電設備の設置工事に伴い、水面の専用等を行う場合は、事前に漁港管理者の許可が必要	始良市 農林水産部 林務水産課
道路法	道路の占用を行う場合又は道路に関する工事を行う場合は、道路管理者の許可が必要	【直轄国道】 国土交通省 九州地方整備局 鹿児島県国道事務所 加治木維持出張所
		【県管理国道・県道】 鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
		【市道】 始良市 建設部 土木課

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
河川法	発電のために河川の流水を取水する場合及び河川区域内に発電設備等を設置する場合は、事前に河川管理者の許可等が必要	【二級河川】 鹿児島県 土木部 河川課 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
		【準用河川及び普通河川】 始良市 建設部 土木課
海岸法	海岸保全区域等において開発行為を行う場合は、事前に海岸管理者の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課・ 農村整備課 始良市 農林水産部 林務水産課(漁港海岸)
砂防法	砂防指定地内で、一定の制限行為を行う場合又は砂防設備等の占用を行う場合は、事前に県知事の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内で、一定の制限行為を行う場合は、事前に県知事の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為を行う場合は、県の許可が必要	鹿児島県 土木部 砂防課
	土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物を建築する場合は、県の建築確認が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 土木建築課
地すべり等防止法	地すべり防止区域内で、一定の制限行為を行う場合は、事前に県知事の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
港湾法	臨港地区内において発電設備の設置工事等を行う場合は、事前に港湾管理者への届出が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
都市計画法	「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を行う場合は、県の許可が必要 (都市計画区域内:3,000平方メートル以上、都市計画区域外:10,000平方メートル以上)	鹿児島県 土木部 建築課
建築基準法	発電設備及び附帯施設を設置する場合で、建築基準法第6条第1項第1号から第4号又は工作物等に該当する場合は、県等の建築確認が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 土木建築課
航空法	発電設備等を設置しようとする場合は、制限表面の高さを確認し、設置の承認が必要	国土交通省 大阪航空局 鹿児島空港事務所

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において土木工事等を行う場合は文化庁長官への届出が必要 ・国指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官の許可が必要 	始良市 教育部 社会教育課
鹿児島県文化財保護条例	県指定史跡名勝天然記念物に関し現状を変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けることが必要	始良市 教育部 社会教育課
電気事業法	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模の発電設備を設置する場合は、事前に国への工事計画の届出が必要 ・一定規模の発電設備を設置する場合は、使用の開始前までに国への使用前自己確認の届出が必要 ・一定規模の発電設備を設置する場合は、事前に主任技術者を選任し、国への届出が必要 ・一定規模の発電設備を設置する場合は、保安規程を定め、使用の開始前までに国へ届出が必要 ・工事計画を届け出た発電設備の使用の開始前に、溶接事業者検査を実施し、国等にその結果の確認を受けることが必要 ・工事計画を届け出た発電設備の使用の開始前に、使用前自主検査を実施するとともに、使用前安全管理審査の受審が必要 ・工事計画を届け出た発電設備を使用する場合は、定期事業者検査を実施するとともに、定期安全管理審査の受審が必要 	経済産業省 九州産業保安監督部 電力安全課
	・電気事業者は、毎年度開始前に国への供給計画の届出が必要	電力広域的運営推進機関
	発電事業の実施に際して危険物に指定されている物資を一定量以上使用する場合は、事前に市の許可が必要	始良市 消防本部 予防課
道路交通法	設置工事、作業の際に道路を使用する場合は、許可が必要	始良警察署
	運搬時に、車両の積載物の重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合は、許可が必要	車両の出発地を管轄する警察署

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
水産資源保護法	保護水面に指定されている区域内において発電設備等を設置するための工事を行う場合は、事前に当該保護水面を管理する県知事又は農林水産大臣の許可が必要	水産庁 栽培養殖課
高圧ガス保安法	発電事業の実施に際して一定量以上の高圧ガスを使用する場合は、事前に県への届出が必要	鹿児島県 危機管理防災局 消防保安課
ガス事業法	・バイオガスを製造・使用する事業を行う場合は、国への届出が必要 ・バイオガスの製造能力又は供給能力が一定規模以上の場合は、報告が必要	経済産業省 九州産業保安監督部 保安課
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、発電設備等の設置のための開発行為を行う場合は、事前に国等の許可が必要	鹿児島県 土木部 都市計画課
電波法	電波障害防止区域に発電設備等を設置する場合で一定の高さ以上となる場合は、事前に国への届出が必要	総務省 九州総合通信局 無線通信部 陸上課
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内において行われる切土、盛土など一定の行為は、県知事等の許可が必要	鹿児島県 土木部 建築課
始良市宅地造成等土地開発に関する指導要綱	土地の区画形質の変更など、一定規模以上の面積の土地に係る開発について市との協議が必要 (都市計画区域内1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満、都市計画区域外3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満)	始良市 建設部 都市計画課
始良市法定外公共物管理条例	法定外公共物(里道・水路)において、次に掲げる行為を行う場合は、市の許可が必要 ① 工作物を新築し、改築し、又は除去する場合 ② 流水水面又は敷地を占用する場合 ③ 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用する場合 ④ 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をする場合	始良市 農林水産部 耕地課・林務水産課 建設部 土木課

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
始良市法定外公共物管理条例	<p>⑤ 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(①から④までに掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をする場合</p> <p>⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合</p>	<p>始良市 農林水産部 耕地課・林務水産課 建設部 土木課</p>
始良市林道管理条例	<p>林道又は林道に接続する土地における一定の行為を行う場合は、市の許可が必要(工作物、施設等の設置又は道路の開設・改良若しくは土地の形質を変更しようとする場合)</p>	<p>始良市 農林水産部 林務水産課</p>
始良市文化財保護条例	<p>文化財が確認されている土地での開発には、事前に届出が必要</p>	<p>始良市 教育部 社会教育課</p>

別表第2

設置をするのに適当でない区域

法令等の名称	区域の名称等	理由
自然環境保全法 鹿児島県自然環境保全条例	・原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域の特別地区 ・県自然環境保全地域の特別地区 ・県自然環境保全地域の野生動植物保護地区	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、風致景観に大きな影響を及ぼす行為を規制している。
自然公園法 県立自然公園条例	・国立公園の特別地域及び海域公園地区 ・県立自然公園の特別地域等	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、自然環境や景観へ与える影響が大きい。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境大臣が指定する生息地等保護区	国内希少野生動植物種の生息地等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	生息地等保護区	指定希少野生動植物種の生息地等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	農用地等として利用すべき土地の区域として指定され、開発行為が制限されている。
農地法	・農用地区域内農地 ・甲種農地 ・第1種農地	優良農地を確保するため、農地区分や施設の内容等により転用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	・河川区域 ・河川保全区域 ・河川予定地	河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害の発生を防止させるために指定されている区域で、設置するのに十分な検討や調整が必要
海岸法	・海岸保全区域 ・一般公共海岸区域	堤防の損傷等による治水上の支障を防止するため、工作物の設置等が制限されている。
砂防法	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。

法令等の名称	区域の名称等	理由
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
都市計画法	風致地区(令和5年3月1日時点で始良市は該当地区無)	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財 ・国指定史跡 ・名勝 ・天然記念物等 	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
鹿児島県文化財保護条例	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定有形文化財 ・県指定有形民俗文化財 ・県指定史跡名勝天然記念物 	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
始良市文化財保護条例	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定有形文化財 ・市指定無形文化財 ・市指定有形民俗文化財 ・市指定史跡名勝天然記念物 	復元が不可能な市民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。

別表第3

各種届出に添付する資料

1 事前協議書の届出に添付する資料

1	位置図
2	計画範囲の地籍図(計画地及び隣接地に地番、所有者、地目及び面積を記入し、計画地は赤色で囲む。)
3	土地利用計画図面案(造成計画、パネル配置等が分かるもの)
4	排水計画案(接続先等が分かる資料、写真、流量計算書等)
5	関係地番一覧表(計画予定地の所在地番、地目、面積、所有者が分かるもの)

2 事業計画の届出に添付する資料

1	位置図
2	地籍図(計画地及び隣接地に地番、所有者、地目及び面積を記入し、計画地は赤色で囲む。)
3	土地利用計画図(太陽光はパネル配置図)
4	設置設計図(平面図、断面図)
5	給排水計画図(平面図)
6	排水施設構造図(平面図、断面図)
7	その他市長が必要と認める資料(会社概要、系統接続の同意を証する書類、固定価格買取制度の認定通知書、設置する設備のカタログ、事業実施体制図等)

別表第4

始良市長 様

次のとおり、関係法令を確認したことを報告します。

年 月 日

事業者 住所

氏名

電話番号

関係法令チェックシート

注1 「該当の有無」の欄には、該当する項目は「○」を、該当しない項目は「×」をつけてください。

注2 「対応」の欄には、該当する項目のうち、対応済みのものに「○」をつけてください。

No.	法律・条例・要綱等	該当の有無(注1)	対応(注2)
1	国土利用計画法		
2	大規模取引等事前指導要綱		
3	鹿児島県土地利用対策要綱		
4	鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン		
5	環境影響評価法		
6	鹿児島県環境影響評価条例		
7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
8	鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱		
9	自然環境保全法／鹿児島県自然環境保全条例		
10	自然公園法		
11	県立自然公園条例		
12	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		
13	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		
14	鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例		
15	水質汚濁防止法		
16	土壌汚染対策法		
17	大気汚染防止法		

No.	法律・条例・要綱等	該当の有無(注1)	対応(注2)
18	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		
19	騒音規制法		
20	振動規制法		
21	鹿児島県公害防止条例		
22	温泉法		
23	工場立地法		
24	農業振興地域の整備に関する法律		
25	農地法		
26	鹿児島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例		
27	森林法		
28	漁港漁場整備法		
29	道路法		
30	河川法		
31	海岸法		
32	砂防法		
33	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
34	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
35	地すべり等防止法		
36	港湾法		
37	都市計画法		
38	建築基準法		
39	航空法		
40	文化財保護法		
41	鹿児島県文化財保護条例		
42	電気事業法		
43	消防法		
44	道路交通法		

No.	法律・条例・要綱等	該当の有無(注1)	対応(注2)
45	水産資源保護法		
46	高圧ガス保安法		
47	ガス事業法		
48	土地区画整理法		
49	電波法		
50	宅地造成等規制法		
51	始良市宅地造成等土地開発に関する指導要綱		
52	始良市法定外公共物管理条例		
53	始良市林道管理条例		
54	始良市文化財保護条例		

様式第1号

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事前協議書

年 月 日

始良市長 様

事業者 住所
氏名

電話番号
担当者

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により、関係資料を添えて下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> 地熱発電設備 <input type="checkbox"/> バイオマス発電設備
設備名称	
設置場所	
計画面積	m ²
高さ※	m
発電出力	kW
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
運転開始予定日	年 月 日

注1 別表第3に掲げる書類を添付すること。

2 太陽光発電設備の場合は太陽光モジュール最上部までの高さ、風力発電設備の場合は支柱の高さを記入すること。

様式第2号

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る事業計画書

年 月 日

始良市長 様

事業者 住所
氏名

電話番号
担当者

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により、関係資料を添えて下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> 地熱発電設備 <input type="checkbox"/> バイオマス発電設備	
設備名称		
設置場所		
計画面積	m ²	
高さ※	m	
発電出力	kW	
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
運転開始予定日	年 月 日	
工事施工者	住所	
	氏名	
	電話番号	

注1 別表第3に掲げる書類を添付すること。

2 太陽光発電設備の場合は太陽光モジュール最上部までの高さ、風力発電設備の場合は支柱の高さを記入すること。

様式第3号

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る同意書

年 月 日

始良市長 様

事業者 住所
氏名

電話番号
担当者

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの第8の規定による事業計画の届出に関して、下記の事項をすべて遵守することに同意します。

記

- 1 地域住民及び利害関係者等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民等に十分配慮して事業を実施するよう努めます。
- 2 関係法令を遵守し、設置場所及び周辺地域の自然及び生活環境について十分に配慮し、事故、公害及び災害の防止に努めます。
- 3 事業の実施に伴い事故等が発生した際、又は近接関係者等と紛争が生じた際は、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じるよう努めます。
- 4 流出抑制施設（調整池等）の管理については、定期的な点検や清掃を行い、異常又は事故、災害等が発生した際には、自己の責任において対応します。
- 5 始良市による安全管理確認や現場確認を目的とした現地への立ち入り調査については異議ありません。
- 6 事業を原因とした周辺環境への影響が認められた場合には、誠意を持って対応します。
また、事業者又は市の判断によっては、直ちに事業を中断し、原因を調査した上で協議を行います。
- 7 事業終了等により撤退する場合の発電設備等の処理については、責任を持って対応します。

- 8 所有する発電設備の所有権を第三者に譲渡したときは、この同意にかかる地位をその者に承継し、直ちに始良市にその旨を届け出るとともに、地域住民及び利害関係者に周知の上、同意の再提出を行うように継承者に申し送りします。
- 9 この同意に定めのない事項及びその他不測の事態が生じた場合は、法令等を踏まえ、速やかに関係機関と協議の上、解決策を講じます。

様式第4号

周知実施報告書

年 月 日

始良市長 様

事業者 住所
氏名

電話番号
担当者

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により、事業内容の周知を行ったので下記のとおり報告します。

また、周知不足等により、苦情が寄せられた場合においては事業者として、誠意をもって速やかに対応します。

記

設備名称		
設置場所		
開催日時	年 月 日 時 ~ 時	
説明者	住所	
	氏名	
	電話番号	
周知方法	<input type="checkbox"/> 説明会（会場： ）	
	<input type="checkbox"/> 戸別（地籍図に周知対象地として◎を記入すること。）	
対象人員	<input type="checkbox"/> 説明会（ 人） <input type="checkbox"/> 戸別（ 戸）	
添付図書	周知報告者名簿一覧表、地域代表者・自治会長等への周知報告書、説明会議事録、維持管理等計画書、連絡体制図	
備考欄		

様式第5号

再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区 分	
	名 称	
	設備 ID	
	所 在 地	
	発電出力	
再生可能エネルギー 発電事業者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
保守点検責任者	氏 名	
	連 絡 先	
運 転 開 始 年 月 日		

- 注1 標識は、土地の開発・造成の工事開始後速やかに掲示すること。
- 2 風雨により劣化・風化し文字が消えることがないように適切な材料を使用すること。
- 3 強風等で標識が外れることがないように設置すること。
- 4 標識の大きさは縦25cm×横35cm以上とする。
- 5 標識の掲示は、再エネ特措法に基づいて売電を行っている期間が終了するまで行うこととし、掲示内容に変更があった場合には、速やかに関係機関と協議を行い、掲示内容を変更すること。

様式第6号

再生可能エネルギー発電設備の工事着手届出書

年 月 日

始良市長 様

事業者 住所
氏名

電話番号
担当者

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設備名称		
工事場所		
着手年月日	年	月 日
完了予定年月日	年	月 日
接続予定年月日	年	月 日
施工業者	住所	
	会社名	
	担当者名・連絡先	

注 災害時等の緊急連絡先等の提出をすること。

様式第7号

再生可能エネルギー発電設備の事業計画変更届出書

年 月 日

始良市長 様

事業者 住所
氏名

電話番号
担当者

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> 地熱発電設備 <input type="checkbox"/> バイオマス発電設備
設備名称	
設置場所	
計画書届出日	年 月 日
変更の内容	

注 別表第3に掲げる書類のうち、変更に係るものを添付すること。

様式第8号

再生可能エネルギー発電設備の設置取りやめ届出書

年 月 日

始良市長 様

事業者 住所
氏名

電話番号
担当者

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> 地熱発電設備 <input type="checkbox"/> バイオマス発電設備
設備名称	
設置場所	
計画書届出日	年 月 日
取りやめの理由	

様式第9号

再生可能エネルギー発電設備の設置完了届出書

年 月 日

始良市長 様

事業者 住所
氏名

電話番号
担当者

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> 地熱発電設備 <input type="checkbox"/> バイオマス発電設備	
設備名称		
設置場所		
設備ID		
発電出力		
当初の届出日	年 月 日	
設置完了年月日	年 月 日	
売電開始年月日	年 月 日	
運営管理事業者 (届出人と異なる 場合)	住所	
	氏名	
	電話番号	
固定資産税(償却資産等)の申告	<input type="checkbox"/> 申告済 <input type="checkbox"/> 申告予定 (年 月)	

注 設置状況が確認できるカラー写真を添付すること。

様式第 10 号

再生可能エネルギー発電設備の事業者の変更届出書

年 月 日

始良市長 様

事業者 住所
氏名

電話番号
担当者

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設備名称	
旧事業者名	住所 事業者名 電話番号
新事業者名	住所 事業者名 電話番号
変更年月日	年 月 日（譲渡契約日を記載）
変更理由	

注 1 社名変更の時は、変更後の登記簿の写しを添付すること。

2 事業者変更の時は、変更認定通知書の写し等（譲渡契約書等）、会社概要等を添付すること。

3 標識版の記載変更も行い、記載内容変更後の写真を添付すること。

様式第 11 号

再生可能エネルギー発電設備の廃止届出書

年 月 日

始良市長 様

事業者 住所
氏名

電話番号
担当者

始良市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの規定により、下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> 地熱発電設備 <input type="checkbox"/> バイオマス発電設備
設備名称	
設置場所	
運転開始日	年 月 日
設備廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	<input type="checkbox"/> 発電設備の撤去
	<input type="checkbox"/> その他（理由を記入してください。）

注 発電設備撤去の場合は、現況写真を添付すること。